

01-026

障害児入所施設における被虐待児童の実態について

下山田 洋三¹、米山 明²、小山 友里江³、
小崎 慶介⁴、北住 映二²

¹愛徳医療福祉センター 小児科

²心身障害児総合医療療育センター 小児科

³慶應義塾大学看護医療学部

⁴心身障害児総合医療療育センター 整形外科

【目的】

厚生労働省は平成9年度から5年ごとに「児童養護施設入所児童等調査」を行い、被虐待児童の状況について公表しているが、障害児入所施設は除外されている。今回、全国の障害児入所施設（国立病院機構を含む）における被虐待児童の実態を明らかにすることを目的に調査を行った。

【対象と方法】

全国の障害児入所施設を対象に、平成28年6月1日現在の入所児童および平成27年4月1日から平成28年3月31日の短期入所（日中一時支援を含む）利用児童における被虐待児童について調査した。

【結果と考察】

(1) 入所児童について：492施設中383施設から回答があり、全入所児童8,017名中被虐待児童は2,569名（32.0%）だった。個人票が返送された1,772名（一時保護委託等を含む）で、虐待の内容は、ネグレクト1,164名（65.7%）、身体的虐待776名（43.8%）、虐待者は実母1,354名（76.4%）だった。虐待と関連する要因・背景として、児の疾病・障害が945名（53.3%）で最も多く、経済的不安定699名（39.4%）、育児負担過大493名（27.8%）だった。このことから、疾病や障害が障害児虐待のハイリスク要因になっており、障害児虐待発生の予防として養育者へ経済的および養育の支援が重要であることが示された。

(2) 短期入所利用児童について：492施設中206施設から回答があり、全利用児童8,077名中被虐待児童は108名（1.3%）だった。このうち102名で、虐待の内容は、ネグレクト66名（64.7%）、身体的虐待40名（39.2%）、虐待者は実母86名（84.3%）だった。短期入所利用の目的として、虐待や不適切な養育からの保護としての利用が42名（41.2%）で、短期入所が障害児虐待予防の役割を担っていることが示された。在宅の障害児に対する虐待の全国的な実態調査は現在まで行われていない。今回の短期入所利用児童における被虐待児童の調査は、在宅における障害児虐待の実態を把握する資料になると考えられる。

【まとめ】

全ての障害児入所施設を対象に被虐待児童の実態調査が行われたのは今回が初めてである。今後、この結果をもとに障害児虐待の発生子防・対応についての検討が必要である。本研究は、厚生労働科学研究「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」の分担研究として実施した。

01-027

虐待予防－出産前からの切れ目のない支援を目指して－

小川 恵理子¹、佐竹 留美子¹、小澤 美和²、
長瀬 彩子³、黒川 寿美江⁴、山本 光映¹、
草川 功²

¹聖路加国際病院 小児総合医療センター

²聖路加国際病院 小児科

³聖路加国際病院 医療社会事業科

⁴聖路加国際病院 産科病棟

【背景】

当院では、2010年より虐待防止委員会改め、生活安全委員会が発足。小児に限らず全ての患者を対象に、虐待を疑うおよび虐待に発展する可能性がある際には、診療録上に院内共通の記号Aを記し、委員会で対応を検討し、関連部署における早期介入を目指してきた。そして2014年11月から、当院出産の全妊産婦に対し要支援妊婦抽出のためのスクリーニングを開始。抽出された妊産婦と出産後の児の診療録に被虐待と異なる記号Mと記すことで、要支援妊産婦の妊娠期からの情報が小児科と確実に共有できるシステムを構築した。診療録にMが記された妊産婦と児は毎月リストアップされ、小児科と周産期に関わる医療チームで対応の検討がされている。また、出生後に虐待を疑うおよび虐待に発展する可能性があった際には、母子それぞれの診療録に、要支援妊産婦Mと被虐待疑いAの記号を並記し、生活安全委員会での対応を検討している。

【目的】

当院出産の要支援妊産婦抽出と、その出生した児への情報移行をシステム化して3年を経過しての現状と今後の課題を明らかにする

【方法】

2015年1月から2017年12月に当院で出産した要支援妊産婦および被虐待疑い児の診療録を後方視的に解析する。

【倫理的配慮】

個人が特定されないよう記号化しパスワードで管理

【結果】

調査期間内における当院の総分娩件数4091件のうち、抽出された要支援妊産婦は517名（12.6%）、このうち出産後に被虐待疑い児として抽出されたのは66件（12.8%）であった。全出生数における被虐待疑い児は146件（3.6%）で、母親が要支援妊産婦として抽出されていなかった被虐待疑い児80件を含んでいた。この80件の被虐待疑い児の背景には、DVや養育者の精神疾患および心身不調、養育能力や支援不足などがあり、要支援妊産婦のスクリーニング要素を多く含んでいた。

【考察】

1. 要支援妊産婦として抽出しながら、そのうちの12.8%の児に被虐待疑いのエピソードを認めており、改めて母子支援について見直す必要がある。2. 母親が要支援妊産婦として抽出されずに出産した子どものうち2%（全出生数4091人のうち80人）に虐待に関連するエピソードがあり、その時点で母親の要支援因子に気づいたため、要支援妊産婦抽出のための項目が、今後の虐待への発展を見据えた十分な要素を含んでいるかの再検討と、スクリーニング体制の再考。これら2点が今後の課題と考える。